

熊取町人権行政推進大綱・プランの改正について

1、改正について

本町の人権行政推進大綱・プランについては、人権擁護条例における町の責務を明確にするため「熊取町人権行政推進大綱」を、この大綱を具体化するため「熊取町人権行政推進プラン」を策定し、それぞれ必要に応じて改訂等を行いながら施策を推進してきたところである。この大綱・プランをより時代に即した内容にするため、令和6年7月に素案を人権擁護審議会に諮問し、7月及び10月に審議会にてその内容を審議いただいた。

2、改正の主な内容

改正の主な内容は以下のとおり。

(1) 熊取町人権行政推進大綱

- ・「1. 策定の経緯」中、本町における人権啓発地域映画会の歩みについて加筆修正。
- ・「2. 人権問題の現状」について、同和問題のみを課題とする内容から、女性、子ども、高齢者、障がい者ほか様々な課題や、これらの課題に対する国の法整備の動き、本町において制定した条例等について追加して内容を整理。

(2) 熊取町人権行政推進プラン

「3. 各分野における今後の施策の推進方向」について

- ・趣旨となる前文を追加。
- ・大阪府人権施策推進基本方針を踏まえ項目順を変更。また、ロシアウクライナ戦争など世界情勢に鑑みて「平和に関する人権問題」を新規追加。
- ・項目ごとについて、法律や町の条例の制定・改正等に合わせた内容修正。
- ・同和問題について、令和5年6月の東京高裁判決（全国部落調査復刻版出版事件裁判における、いわゆる「差別されない人格的権利」を認める内容）について追記。

※巻末資料として、これまでの用語集に加え「人権に関する年表」を追加して添付。

3、今後のスケジュール

令和6年12月中旬～下旬	パブリックコメントの実施
令和7年 2月	人権擁護審議会からの答申
3月	大綱・プランの改正・公表

第3次
熊取町人権行政推進大綱（改正案）

2025（令和7）年__月

熊 取 町

目 次

1. 策定の経緯	1
2. 人権問題の現状	2
3. 大綱の性格	3
4. 基本理念	4
5. 基本的方向	4
6. 推進にあたって	5

1. 策定の経緯

熊取町では、1972（昭和 47）年に町内自治会や各種団体の協力を得て、熊取町解放教育推進協議会（後に熊取町人権啓発推進協議会を経て現在は熊取町人権協会）を設置し、町民と行政が一体となり、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題への取り組みが始まりました。特に、1975(昭和 50)年からスタートした人権啓発地域映画会は、地域に根差した草の根活動として大きな成果を上げ、2021（令和 3）年度（コロナ禍による）以降始まった「ふれ愛映画会」、「人権地域映画会」の基礎となっています。

また、1979(昭和 54)年に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、1995(平成 7)年には、「法の下での平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言を基本理念として、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする「人権擁護条例」を施行しました。そして、「熊取町新総合計画」に基づく施策を人権尊重の理念のもと全庁的に推進していくため、その指針となる「熊取町人権行政推進大綱」（以下「本大綱」という。）を 1998（平成 10）年に、本大綱を具体化するための「熊取町人権行政推進プラン」（以下「プラン」という。）を 2001（平成 13）年に策定しました。その後、さまざまな人権課題に対応するために 2003（平成 15）年および 2017（平成 29）年に本大綱の改訂を行ったところです。

さらに、社会情勢の変化や多様化する人権問題に対応するため、第 3 次大綱の策定を行います。

2. 人権問題の現状

1948（昭和23）年、世界人権宣言が採択されて以来、国際社会では、国連を中心に人権に関する多くの宣言や条約が採択・制定され、国家を越えた人類共通の課題としての人権保障への努力が積み重ねられています。

しかし、一方では依然として世界各地で地域紛争やテロ行為により多くの方が犠牲となっています。国内においても、未だ女性、子ども、高齢者及び障がい者といった社会的弱者といわれる人たちの生命や身体の安全に関わる重大な事件や、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が存在しています。

また、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和40）年に出された同和対策審議会答申において、「同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題である。」との基本認識が明確にされるとともに、「問題の解決は焦眉の急を要するものであり」と記載されています。その後、1969（昭和44）年の同和対策事業特別措置法の制定によって、住宅の改良や道路の整備などにより生活環境は改善されました。

しかし、婚姻時や住宅取得時などに関しては、同和地区に対する忌避意識が未だ存在し、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。「部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」と明記されるとともに、相談体制の充実や必要な教育及び啓発を行うことが求められています。

また、国内では他にも女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、LGBTなどに関わる様々な人権問題が存在しています。国・府においては、これらの問題

に直面する人たちの人権を具体的に保障するため、それぞれの問題に対応する個別の法律などの整備が進められてきました。

本町においても「男女共同参画推進条例」、「子どもの権利に関する条例」などの必要な条例を施行し、様々な施策により対応してきましたが、社会情勢の変化により新たな人権課題への対応が求められています。

さらに、インターネット上でみられる人権侵害やヘイトスピーチ、性的マイノリティを取り巻く問題など、新たな人権課題も顕在化してきました。これらの人権課題に対する教育・啓発活動や相談・支援体制の充実など、より一層の取り組みの強化が求められています。

3. 大綱の性格

本大綱は、本町のまちづくりに関する各種計画と密接な関連を持ったものであり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本町が人権施策を総合的に推進するためのもので、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や大阪府の「人権施策推進基本方針」などと整合性を図るとともに、本町における男女共同参画、子ども、高齢者、障がい者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。

本大綱は社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

なお、教育分野における人権教育については、熊取町教育委員会において「熊取町人権教育基本方針」「熊取町人権教育推進プラン」が別途定められています。

4. 基本理念

本町においては、これまで町政運営の重要な柱の一つとして、人権を尊重したまちづくりに努めてきており、すべての人の基本的人権が保障された差別のない社会の実現に向けて、人権啓発及び人権教育を積極的に推進してきました。さらに、「人権擁護条例」では、その目的を「人間の尊厳が侵されることなく何人も基本的人権が真に保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与すること」と規定しています。

このようなことから、本町が進める人権施策は、

町民一人ひとりの参加による 差別のない明るく住みよいまちの実現

を基本理念とします。

5. 基本的方向

本大綱の基本理念の実現のため、町民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いの違いを認め合うとともに、誤った認識、偏見及び思い込みをなくし、人権を尊重する意識を高めていく必要があります。

また、部落差別をはじめ、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった

者から振るわれる暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）や高齢者、子ども及び障がい者に対する虐待、LGBTや外国人に対する偏見による差別など人権侵害の事象は多様かつ深刻です。これらの人権侵害事象に対応するためには、防止・早期発見に努めるとともに、さらなる啓発と相談体制等の充実がますます重要です。

本町においては、熊取町人権協会と連携して人権啓発事業や相談事業などの事業や、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいてさまざまな施策を実施しており、あらゆる場を通じて町民の一人ひとりの自主的な意識の改革を促す人権啓発や人権教育に取り組み、人権意識の高揚を図ります。

また、人権侵害を受けた、または受けるおそれのある場合には、関係機関との連携を図りながら心理的な援助だけでなく、個別施策の活用などによる相談者の自立や自己実現を支援することができるように相談・支援体制の充実を図ります。

この基本的方向に基づき、複雑・多様化する各分野の具体的な課題と施策の基本方針については「熊取町人権行政推進プラン」で示します。

6. 推進にあたって

（1）庁内体制の充実

本町における人権施策をさらに充実していくためには、各部局が協力しながら、施策を推進していく必要があります。関係各課と緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

また、人権行政の推進にあたっては、職員は人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、確かな人権感覚を身につける必要があります。そのため、引き続き体系的な人権研修などを実施します。

(2) 国、府及び近隣自治体との連携

人権施策を効果的に推進するためには、国、大阪府及び近隣自治体との連携が必要不可欠です。これら関係機関と連携・協力し、行政区域を越えて発生する人権問題や人権課題に適切に対応するとともに、人権施策に関する情報の交換や共有化を図ります。

(3) 町民・関係団体等との連携

協働のまちづくりが求められている中、基本理念の実現のためには、行政だけでなく、町民、町内の各種団体や事業所などの自主的、かつ、主体的な活動が必要不可欠です。今後も、複雑・多様化する人権課題を解決するためにも、熊取町人権協会をはじめとする関係団体と連携した取り組みを進めます。

熊取町人權行政推進大綱策定經過

- 1998（平成10）年12月・・・・策定
- 2003（平成15）年3月・・・・改訂
- 2017（平成29）年5月・・・・第2次改訂
- 2025（令和7）年__月・・・・第3次改訂

第4次 熊取町人権行政推進プラン（改正案）

2025（令和7）年__月

熊 取 町

目 次

1. 推進プラン策定の目的	1
2. 推進プランの性格等	1
3. 各分野における今後の施策の推進方向	2
[1] 男女の人権問題	2
[2] 子どもの人権問題	5
[3] 高齢者の人権問題	7
[4] 障がい者の人権問題	10
[5] 同和問題	12
[6] 外国人の人権問題	15
[7] 感染症に関する人権問題	17
[8] 犯罪被害者等の人権	18
[9] インターネットによる人権問題	18
[10] 北朝鮮による拉致問題	19
[11] 性的マイノリティの人権問題	20
[12] 災害時の人権問題	21
[13] 人身取引	22
[14] 平和に関する人権問題	22
[15] さまざまな人権問題	23
資料1 人権に関する年表	25
資料2 用語解説	28

1. 推進プラン策定の目的

熊取町では、「法の下での平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言*を基本理念としてすべての人の人権が尊重され、擁護され、同和問題をはじめあらゆる差別のない、明るく住みよいまちづくりを推進するため、1995（平成7）年に「人権擁護条例」を施行しました。この条例における町の責務を明確にするため、「熊取町人権行政推進大綱」（以下「大綱」という。）を1998（平成10）年に策定するとともに、この大綱を具体化するため、2001（平成13）年に「熊取町人権行政推進プラン」（以下「本プラン」という。）を策定し、それ以後において必要に応じ大綱及び本プランの改訂を行ってきました。

さらに、社会の情勢が大きく変化し、人権問題も多様化する中で、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果や本町の現状を踏まえ、新たな問題に対応し、人権意識の向上と理解と認識をより深めるため、今回第3次大綱の策定にあわせて、第4次プランの策定を行います。

2. 推進プランの性格等

本プランは、大綱に基づき、人権尊重の視点で行政を推進するため、社会情勢の変化により多様化した人権問題について、各分野の課題と施策の基本的考え方や方向を具体的に定めるものです。

各施策の実施にあたっては、本プランや各分野の個別計画を踏まえ、大綱の基本理念である「町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現」を目指し、人権を尊重した施策を推進します。

なお、本プランは、人権施策に関する長期的な方向性を示すものとし、終期の設定は行わず、社会情勢やニーズの変化に対応するため、随時必要な見直しを行うものとしします。

3. 各分野における今後の施策の推進方向

本町では、さまざまな人権問題に対する取り組みを行ってきましたが、依然として、人権問題への理解や認識が十分とは言えない状況にあります。この章では、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果を参考に、取り組むべき主要課題と、施策の基本方針を示しています。なお、各分野における人権課題の並びは、課題や施策等の優先順位を表すものではありません。

[1] 男女の人権問題

< 課題 >

国において1985（昭和60）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、そののち1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」を施行しました。本町においても、2013（平成25）年に、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけ、町、町民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現をめざすため「男女共同参画推進条例」を施行しました。また、女性がその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女

性活躍推進法)」が2015（平成27）年に施行されました。こうしたこれまでの取り組みにより、男女共同参画は着実に進んでいますが、今なお、積極的に取り組むべき問題や、社会情勢の変化などより生じた新たな問題への対応が求められています。

男女共同参画社会の実現には、男女の人権の尊重、性別役割分担意識の払拭など、あらゆる分野での意識改革のための啓発活動と、男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境の整備が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメント*、妊娠・出産等を理由とする不利益扱い（いわゆるマタニティ・ハラスメント）及びパワー・ハラスメント*といった問題も存在しています。特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）*、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為*などは重大な人権侵害であり、暴力と人権侵害を許さない意識の醸成と暴力に悩む被害者への支援が求められます。

＜ 施策の基本方針 ＞

（１）人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会を形成するためには、性別に関わらず、一人ひとりが尊重され、あらゆる場面において対等に参画できる意識づくりが必要です。

家庭や仕事だけでなく、社会のあらゆる場面において男女平等を実現させるために、「男女共同参画プラン」に定める啓発活動や情報提供などの各施策を展開していくことにより町民の男女平等意識を育みます。

（２）あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、社会に

多様性と活力をもたらすとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現にとって、重要な課題であることから、女性の参画拡大に向けた継続した取り組みが求められます。

町民への啓発活動だけでなく、事業者や地域の各種団体に働きかけや啓発を行い男女共同参画の意識の醸成を図ります。

(3) 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスについては、男性で「家庭生活」を優先したい、女性で「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望に対して、男性では「仕事」を、女性では「家庭生活」を優先している現実があります。男女ともに希望と現実乖離がある状況となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女共通の課題となっています。

一人ひとりが希望する生き方を実現するために、固定的な性別役割分担意識をはじめとした慣行の見直しに加え、家庭・地域・職場を含めたあらゆる場面での男女共同参画の一層の推進が重要です。

(4) あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進

あらゆる暴力と人権侵害を許さないための啓発活動を推進するとともに、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知を行います。

被害に遭われた方については、関係機関と連携を図りながら、身近な相談支援体制の充実を図ります。

また、さまざまなハラスメントを防ぐため、各種広報媒体の活用や、研修会や講演会を通じて啓発活動を行います。

(5) 誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり

男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画を推進するうえで重要です。ひとり親、高齢者、障がい者、外国人等は経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすく、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合があります。

誰もが健やかで安心して暮らせるように、様々な状況に置かれている人々へのきめ細かな支援や、バリアフリー化*等のハード面での整備が求められます。

[2] 子どもの人権問題

< 課題 >

すべての子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未成熟な存在として考えられ、権利の主体として尊重されなかったり、見た目や価値観など、個性の違いなどにより差別の対象とされることがあります。

また、子どもの貧困化が社会問題となるなど、子どもや、子育て家庭には様々な負担が重くのしかかっています。他にも児童虐待、ドメスティック・バイオレンス (DV)、ヤングケアラーなど家族の抱える問題は、子どもたちの健全育成に好ましくない影響を及ぼし、いじめや不登校など様々な問題を生じさせる恐れがあります。

国においては、1994（平成6）年に「児童の権利に関する条約」に批准し、そののち2023（令和5）年に「子ども基本法」を施行しました。

本町においても、2022（令和4）年に子どもにとって大切な権利等を定めた「子どもの権利に関する条例」を施行しました。この条例の中では、子どもの権利のほかに、子どものまわりの様々な立場の人の役割と責務及び町の責務を明確にしています。

こうした課題の解消や条例の周知のため、引き続き必要な広報・啓発を行っていきます。

< 施策の基本方針 >

（1）子どもの権利の保障

子どもは、生まれながらに、何か責任を果たすことと引換えにすることなく、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に基づく権利が保障されています。この条約や本町の「子どもの権利に関する条例」の理念が実現され、保護者が子どもであることを理由に、子どもを私物として扱うことや、子どもの人格を軽視したりすることがないように、保護者が親権を適正に行使し、子どもの権利や自由を認めていくことができることを目的とした啓発を行います。

また、子どもを生き育てやすい環境づくりは、行政だけではなく企業や地域社会が一体となって取り組んでいかなければならない問題です。「（仮称）熊取町こども計画」に定める各施策を展開していくことにより、社会全体で子育てを支援していく気運を高めるとともに、社会の各方面における積極的な取り組みを促進します。

（2）いじめや不登校などの問題への取り組みの推進

いじめや不登校などさまざまな問題について、子どもの人権を侵害する事

案も増加しており、その防止と解決が課題となっています。これらは子どもの人権に関わる重大な問題であるとの認識に立ち、関係機関と連携し、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得できるように啓発活動を行います。また、子どもたちが生活する家庭や地域との連携や協働による地域ぐるみの人権教育・啓発などを通じて防止・早期発見に努めます。

(3) 困難な状況におかれた子どもへの支援

ひとり親家庭、貧困及び保護者の心身状態の低下や児童虐待といった困難な状況におかれた子どもが、生まれ育った環境によって将来を左右されることがないように教育・福祉・保健の連携を活かした子ども家庭相談を実施します。

また、ホームスタート*事業、ファミリー・サポート・センター*事業及びきめ細かな保育、更には子どもの居場所づくりなど、多様な子育て支援サービスを提供し、子育てを地域全体で支援していきます。

[3] 高齢者の人権問題

< 課 題 >

わが国では、少子化の進行や平均寿命の延びによる高齢者人口の増加により急速に高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢者人口は、2023（令和5）年10月1日現在で3,622万人、総人口に占める割合（高齢化率）は、29.1%となっており、今後、2065（令和47）年には約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となると推計されています。

一方、本町においても人口が微減傾向にある中、65歳以上の高齢者人口は

年々増加しています。本町の高齢化率は29.9%（2024（令和6）年5月末現在）となっており、今後ますます増加することが見込まれます。

このような実情を踏まえ、国においては「高齢社会対策基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」及び「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」などの法律が整備されました。

法律や制度の充実が図られてきた一方で、介護を必要とする高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、不動産や預貯金を家族などが無断で名義変更したり、本人の希望する金銭の使用を制限する経済的虐待の問題があります。

さらに、認知症*の問題や高齢者が悪徳商法や財産管理をめぐるトラブルに巻き込まれるなどさまざまな問題が生じています。生活習慣や社会環境など一人ひとりが多様な状況において、すべての人が年齢を重ねる中で充実感を感じ、健康で安全な生活を送ることができるよう適切な支援を提供する必要があります。

＜ 施策の基本方針 ＞

（1）高齢者の人権の尊重

多様な状況にあるそれぞれ高齢者の問題に応じるために、高齢者の個性を尊重し、高齢者が主体的に、必要なときに必要なところで、必要な情報やサービスを利用でき、困った時には相談や支援が受けることができるよう「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、認知症施策推進計画（いきいきくまとり高齢者計画）」に定める各施策を展開していくことにより、相談・支援体制の充実を図ります。

そして、認知症等により判断能力が不十分になった場合には、日常生活自

立支援事業*や成年後見制度*などの利用促進を図ります。

また、町民に高齢者福祉についての知識と関心を高め、理解が得られるように啓発活動を推進します。

(2) 生活環境の整備

今後もひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加することが予想される中、「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向け住宅に関する情報提供を行い、居住の安定確保に努めるとともに、地域活動やボランティア活動などと協力して、安心して暮らせる環境の整備を行います。

また、災害時においては自助・共助を基本として、情報伝達や避難誘導など、避難行動要支援者*への支援を地域が一体となり実施できるように支援するとともに、自治会や介護サービス事業所など関係機関との連携を行い、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるように支援します。

(3) 社会参加の推進

高齢者が健康で生きがいをもって生活を送るためには、社会に主体的に参加し、貢献できる環境を整えていくことが求められます。

このうち、就労については、臨時的かつ短期的な就労を希望する高齢者の就業機会を確保するためシルバー人材センターなど関係機関と連携し、就労の場の拡大を行います。また、就労以外の活動については、健康で充実した日々を過ごすため、高齢者が健康づくりを図りながら、生きがいや社会参加につながる機会を提供します。さらに、シニアクラブなどの仲間づくりを支援し、老人憩の家や公民館、老人福祉センターなどの利用による高齢者の社会参加を促進します。

(4) 世代間交流

高齢者が若い世代と交流することは、自らのもつ知識と経験を伝えるとと

もに、互いにふれあうことにより心身ともに新鮮な刺激を受けることができます。

一方、核家族化で高齢者とふれあう機会が失われつつある現代において、若い世代が高齢者と交流することは高齢者を尊ぶ気持ちを養い、人権意識の向上につながります。世代間の交流を通して、高齢者の生きがいづくりと思いやりにあふれた地域づくりを進めます。

(5) 認知症と向き合い共に暮らせるまちづくり

認知症の早期発見と対応を行うため、認知症ケアパス*の活用を推進します。また、認知症に対する正しい理解が地域社会全体に広まるように、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク*事業の活用や認知症サポーター養成講座*などを通じて、認知症高齢者の支援者を増やすとともに、地域での見守りに努めます。

[4] 障がい者の人権問題

< 課 題 >

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

さらに、2024（令和6）年度から法改正により、行政機関や事業者において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するだけでなく、事業者における合理的配慮の提供が義務化され、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを

めざしています。

また、本町では 2017（平成 29）年に「手話言語条例」を施行し、町民一人ひとりが手話に対する理解を深め、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重しあいながら生きていける社会の実現を目指しています。

障がい児への支援においては、乳幼児期・学齢期・成年期へと成長する過程に応じた切れ目のない支援が必要です。特に早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。

すべての人が自分らしく暮らせるまちづくりを進めるなど、自立と社会参加のための基盤づくりを進める必要があります。

< 施策の基本方針 >

（１）障がいに対する正しい理解の促進

障がい者が住み慣れた地域で自立して積極的に活動できる社会を築いていくためには、地域全体で支える「支え合い」、ノーマライゼーション*の理念を広く社会に定着させていく必要があります。

このため、「障がい者計画」に定める各施策を展開していくことにより、障がいについて正しい理解と認識を深め、障がい者に対する偏見や差別の解消、虐待の防止に努めます。また、身体障がいにおける内部疾患、精神障がいや発達障がいなどの「見えにくい」障がいへの理解の促進にも取り組みます。

（２）住み慣れた地域で安心して暮らせる支援

障がい者が地域で安心して暮らせるように、障がいに応じた情報提供を行うとともに、一人ひとりの環境に応じた支援に取り組みます。また、防災・防犯対策については、地域で支える体制づくりに努め、障がい者が住み慣れ

た地域で安心して暮らせるように支援します。

災害時には、障がい者やその家族による自助や地域支援者などによる共助の取り組みが必要です。自治会や障がい福祉サービス事業所など関係機関と連携した避難支援体制づくりを進め、避難行動要支援者の円滑な避難が実施されるよう努めます。

(3) 社会参加の推進

障がい者の生涯にわたって、必要な支援が切れ目なく行うことができるように、福祉や教育などの幅広い分野が連携した横断的な支援ができるよう取り組みます。就労支援の分野では、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会など関係機関を通じ、障がい者の就職の機会均等に努めます。

この他にも、障がい者が社会参加できるように、バリアフリー*の視点に立った公共施設の整備に取り組みます。

[5] 同和問題

< 課 題 >

同和問題は、過去の歴史的経過で形成された身分差別問題で、一部の人々が長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今もなお、結婚や就職などの人生の様々な場面において本人の能力や資質とは全く関係なく差別を受けるなどの問題が生じている、日本固有の人権問題です。

1965（昭和40）年に、「同和問題はその早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との同和对策審議会答申*が出されてからこれまで、各種の同和对策事業が推進され同和問題の解決に向けた取り組みが進められてきました。

この答申を受けて、同和問題の解決に向けた取り組みが進められるよう 1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、大阪府においても、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を改善する事業が 2002（平成 14）年までの間で実施され、生活環境は大幅に改善されています。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後は、一般施策を講じて同和問題解決に向けた取り組みを推進しています。

本町においても、熊取町人権協会など関係機関と連携し、町民と行政が一体となり、同和問題の解決に向けて各種の教育・啓発事業を推進し、町民の人権意識の高揚に努めてきました。

また、大阪府では、部落差別を引き起こすおそれのある個人調査や土地に関する調査に対して「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（1985（昭和 60）年制定、2011（平成 23）年一部改正）」により規制しています。

しかしながら、差別意識や同和問題は依然として存在しており、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果によると、同和地区に居住していることや過去に住んでいたことを理由とした結婚の反対や婚約破棄といった結婚差別、同和地区の物件を避けるといった土地差別など、同和地区に対しての忌避意識が、いまだ潜在的に存在することも明らかになりました。

さらに、2011（平成 23）年に、偽造した職務上請求書を利用するなどして戸籍謄本等を不正に取得する全国的な事件が発覚しました。本町では、こうした不正請求及び不正取得の早期発見につながるよう「本人通知事前登録制度」を導入し、戸籍謄本等の個人情報不正利用防止に努めています。

また、同和問題を口実として、不当な利益を強要するえせ同和行為*等も、この問題の解決を阻む要因にもなっています。

国においては、現在もなお部落差別が存在するとした上で、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律は「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と明記しています。さらに、同和地区のリストの公開にかかる「全国部落調査復刻版出版事件裁判」において「プライバシー権及び名誉権は、いずれも人格権に基づくものであるから、これらの権利利益は前記の人格的な利益において考慮するのが相当である（いわゆる、「差別されない人格的権利」を認める内容）」と、令和5年6月に東京高裁において判決が出されるなど、人権擁護に関する意識は高まっており、町においても部落差別の解消および同和問題の理解、認識のために引き続いて広報、啓発に取り組みます。

< 施策の基本方針 >

（1）同和教育・啓発

地域や職場など、身近なところで、さまざまな人権教育・啓発の機会を通じて、同和問題を人権問題の本質からとらえ、差別の実態を踏まえて学習することができるよう、条件整備を行うとともに、先進事例を参考にして、次の点に留意しながら教育・啓発に取り組みます。

①具体的な対応を学ぶ機会の創出

抽象的に「差別はいけない」と理解するだけでなく、日常生活の中で出会う差別的な状況に対しての具体的な対応を学ぶこと。

②状況認識の重要性

差別が存在するというだけでなく、この問題が解決可能であるという具体的展望を示すこと。

③「同和地区はこわい」等の話を前提とした学習の重要性

「こわい」等の話に対し、「実際にどのようなことがいわれているのか、そのような話はなぜ不当であるのか、そのような話が広がってしまうことがどのような結果を招くのか」というような内容を同和問題学習に取り入れることにより、そのような話を打ち消すことができること。

④人権という視点の重要性

同和問題学習は、独立して企画するのではなく、他のさまざまな人権問題と関連付けて学習すること。

(2) 相談支援

専門性を備えた相談員による、当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内外の相談窓口のネットワークにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

また、相談事例の集約化を行うことにより、同和問題の実態を適格に把握し、今後の問題を明らかにして、施策を効果的に推進します。

(3) えせ同和行為等の根絶

本町が加盟しているえせ同和行為等根絶大阪連絡会議と連携し、同和問題の解決、人権が確立された社会の実現に向け、同和問題を口実に不当な利益を要求するえせ同和行為等の根絶を目指します。

[6] 外国人の人権問題

< 課題 >

国際化が進むにつれて、さまざまな国籍の人が幅広い分野の職業に従事し、留学生も多数来日しており、町内にも約 400 人（2024（令和 6）年 8 月末現

在)の外国人が暮らしています。

国際化が進む一方、言語や文化などの相互理解が不十分であることに起因し、外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じるといった問題があります。

また、外国人に対する偏見や差別などの人権問題も生じています。特に、日本と朝鮮をめぐる歴史的経緯から、戦後日本にとどまることになった在日韓国や朝鮮の人々に対する差別的言動(ヘイトスピーチ*)の問題なども見受けられます。このような情勢の中、2016(平成28)年に外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

歴史的、地理的に関係の深いアジアの近隣諸国と日本との関係や歴史的経緯などに対する正しい認識、また、外国人に対する理解を促し、在住外国人も同じ地域の一員として、共に暮らすことのできる多文化共生社会をつくる必要があります。

< 施策の基本方針 >

(1) 外国人の人権の尊重

各種広報媒体を活用した啓発活動を推進し、偏見や差別をなくし、異なる文化や価値観の違いを認め、互いの人権を尊重できるよう人権意識の醸成を図ります。

さらに、町民が国際理解を深め、国際感覚が養えるよう、講演会の実施や国際理解に役立つ情報の提供などを行います。

(2) 在住外国人への支援

公共施設や案内板に外国語表記をするなど、各種行政サービスをはじめ、生活に必要な情報について多言語による情報提供を行い、外国人に理解しやすい情報提供を行います。また、多言語による相談内容に対応できるよう関

係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

〔7〕感染症に関する人権問題

＜ 課 題 ＞

ハンセン病*は、非常に感染力が弱い感染症で、治療薬によって完治する病気ですが、過去において患者本人を隔離するなど極めて重大な人権侵害が続いてきました。1996（平成8）年に「らい予防法」の廃止、また、2008（平成20）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、ハンセン病回復者が良好かつ平穏な生活を送るための基盤整備や偏見と差別の解消等について、国や地方公共団体の責務が明記されました。

また、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）*は、人の免疫に関わる細胞を破壊するウイルスで、H I Vによる感染症が重症化した病態がエイズ（A I D S：後天性免疫不全症候群）と呼ばれます。現在は、治療法が確立されて、エイズの発症を防止することができるようになりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症*については、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見、プライバシーの侵害にあたる事例も見られました。この感染症は、令和5年5月に5類感染症に移行されました。

＜ 施策の基本方針 ＞

正しい情報に基づく行動が大切であり、誤解や偏見に基づく差別や人権侵害をなくすために必要な広報活動を行います。

[8] 犯罪被害者等の人権

< 課 題 >

犯罪被害者は、犯罪という理不尽な行為による直接的な被害を受けるだけでなく、その後に生じるさまざまな問題（二次的被害）に苦しんでいます。国においては、犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図り、支援していこうとする社会的な気運の高まりを受け、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利を明文化しました。

本町では、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざして、2023（令和5年）に「熊取町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

< 施策の基本方針 >

町では、犯罪被害に遭われた町民の方に対し、「熊取町犯罪被害者等支援条例」に基づき見舞金を支給することとなりました。また、被害者が抱えているさまざまな不安を解消すべく、関係機関と連携しながら相談を行います。

[9] インターネットによる人権問題

< 課 題 >

携帯電話、スマートフォンなどの急速な普及により、インターネットを通じた情報の収集や発信などの利便性は大きく向上しました。

その反面、情報発信の容易さや匿名性から不特定多数の者に対する誹謗中傷や差別を助長・誘発する情報が掲載されるなど、人権にかかわる問題が多数発

生しており、性的な画像をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表する行為「リベンジポルノ*」や、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）*などを利用した「いじめ」、「プライバシーの流出」被害も発生しています。

また、多くの子どもたちも、自分たちの身近にあるスマートフォンや携帯ゲーム機など多様な機器を使用してインターネットを利用しており、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。

このようなことから、正しい知識、安全な使い方を知ることが求められます。

＜ 施策の基本方針 ＞

誹謗中傷や差別の助長・誘発が人権侵害であると認識し、適切に対応ができるように、利用にあたってのモラルとマナーの周知・啓発に取り組みます。

また、ブログや掲示板、SNSなど、インターネットにおける人権を侵害する書き込みについて関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。

〔10〕北朝鮮による拉致問題

＜ 課 題 ＞

北朝鮮による拉致問題*は国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき問題となっています。

< 施策の基本方針 >

拉致問題の解決のために、国における外交をはじめとするさまざまな取り組みはもとより、私たちが関心を高めていく必要があります。町民一人ひとりが正しい理解と認識を深めるための情報提供や啓発活動に努めていきます。

[1 1] 性的マイノリティ*の人権問題

< 課 題 >

性のあり方は、身体または遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、性自認（心の性）など、さまざまな要素があります。社会における男性・女性のあり方において身体の性と心の性の食い違いなどに悩みながら、社会の中で偏見や差別を受け、自分らしく生きることができないという人権問題が起きています。大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果からも、性的マイノリティに対する関心は他の人権課題と比べても高いとは言えず、理解や認識が不十分であることがうかがえます。

一方、国においては、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことによって、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別の変更が可能となりました。

さらに、2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。内容としては、「不当な差別があってはならない」、「事業主は労働者への普及啓発、就業環境の整備、相談機関の確保などを行い、理解増進に努める。」となっています。このような法整備などから正しい理解と認識を

深め、多様な性のあり方が存在することを当たり前とし対応できる社会が求められます。

＜ 施策の基本方針 ＞

（１） 偏見や差別意識をなくすための啓発

あらゆる機会を通じて、偏見及び差別の解消を図るために啓発活動を行います。また、職員についても理解の浸透を図るための研修を行います。

（２） 当事者への配慮や相談支援

行政が行う申請書やアンケートなどについても、集計上必要な場合などを除き、性別の欄を記載しない取り組みも進められています。

本町においても相談を希望する人に対し、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できるように相談支援体制の充実を図ります。

[1 2] 災害時の人権問題

＜ 課 題 ＞

災害は人命、生活基盤や働く場を奪い、被災者は突如として大きな困難に直面します。2011（平成 23）年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や 2016（平成 28）年 4 月に発生した熊本地震、2024（令和 6）年 1 月に発生した能登半島地震により、多くの人が避難生活を余儀なくされています。これまでの災害の中で、避難行動時、避難所運営、復旧や復興過程において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などへの配慮不足や、災害から起こる風評被害など、さまざまな人権問題が顕在化しています。

< 施策の基本方針 >

災害時においても正しい情報と冷静な判断に基づき、一人ひとりが人としての尊厳を大切にする行動を取るよう、日頃から人権尊重の意識を持てるような情報発信、啓発を行います。

[1 3] 人身取引

< 課 題 >

人身取引（トラフィッキング）*は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難です。

< 施策の基本方針 >

人身取引についての関心と理解を深めるため、広報等による周知を行います。

[1 4] 平和に関する人権問題

< 課 題 >

恒久平和は人類共通の願いです。

しかしながら、世界では様々な戦争や紛争が後を絶ちません。

戦争は、人々から生命、からだや心の健康、大切な家族、おだやかな生活な

ど、さまざまなものを奪ってしまう最大の人権侵害です。平和と人権は密接な関係があります。人権が尊重されることで平和が守られ、平和であることにより人権が守られます。

本町では、核兵器の廃絶と軍縮を願うために 1984（昭和 59）年に「平和都市宣言」を行いました。

現在、世界中のどこかで戦争や紛争が行われており、平穏な生活に支障がでています。一人でも多くの人が平和の大切さを理解することが大切です。

< 施策の基本方針 >

本町では、平和に関する意識の高揚を図る機会を提供するため、平和に関するパネル展示や映画の上映を行うなど周知・啓発をしていきます。

[1 5] さまざまな人権問題

< 課 題 >

①ホームレスの人権問題

ホームレス*は、病気や寒さで生命の危険に向かいあっており、それに加えて、嫌がらせや集団暴行の対象になるという人権問題が起きています。

②アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

③刑を終えて出所した人々の人権問題

刑を終えて出所した人や家族に対する差別などが起きています。これらの人の社会復帰に際し、就職差別や、住居確保について困難な状況が存在しています。

< 施策の基本方針 >

近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。これらやその他の人権問題や今後新たに課題となる人権問題について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。

資料 1 人権に関する年表

年	国連等	国	●大阪府 ○熊取町
1945年 (昭和20年)	「国際連合憲章」発効		
1947年 (昭和22年)		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行	
1948年 (昭和23年)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
1950年 (昭和25年)		「身体障害者福祉法」施行 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行	
1963年 (昭和38年)		「老人福祉法」施行	
1965年 (昭和40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	「同和対策審議会答申」	
1969年 (昭和44年)		「同和対策事業特別措置法」施行	
1971年 (昭和46年)		「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行	
1972年 (昭和47年)			○「熊取町解放教育推進協議会」発足
1975年 (昭和50年)			○「人権啓発地域映画会」開始
1979年 (昭和54年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」採択		○「人権擁護宣言都市」 ○「熊取町人権啓発推進協議会」発足
1982年 (昭和57年)		「地域改善対策特別措置法」施行	○「障害者福祉都市宣言」
1984年 (昭和59年)			○「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」
1985年 (昭和60年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」締結		●「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」制定 ○「世界人権宣言熊取町連絡会」発足 ○「同和問題解決・人権政策確立要求熊取町実行委員会」発足
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行	
1987年 (昭和62年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行	
1989年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約」採択		
1993年 (平成5年)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択	「障害者基本法」施行	

年	国連等	国	●大阪府 ○熊取町
1994年 (平成6年)	「人権教育のための国連10年」の決議採択 「児童の権利に関する条約」批准		
1995年 (平成7年)	「人権教育のための国連10年」開始(～2004年)	「高齢社会対策基本法」施行	○「人権擁護条例」施行
1996年 (平成8年)		「らい予防法の廃止に関する法律」施行	●「大阪府個人情報保護条例」施行 ○「人権擁護審議会規則」制定
1997年 (平成9年)		「人権擁護施策推進法」施行 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	
1998年 (平成10年)			●「大阪府人権尊重の社会づくり条例」制定 ○熊取町人権行政推進大綱策定
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」施行 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行	
2000年 (平成12年)		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
2001年 (平成13年)		「ハンセン病療養所入所等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	○熊取町人権行政推進プラン策定
2002年 (平成14年)		「プロバイダー責任制限法」施行	●「大阪府男女共同参画推進条例」制定
2003年 (平成15年)		「個人情報の保護に関する法律」施行	○改訂版熊取町人権行政推進大綱策定 ○改訂版熊取町人権行政推進プラン策定 ○熊取町男女共同参画プラン策定
2004年 (平成16年)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	
2005年 (平成17年)	「人権教育のための世界計画」開始(第1段階2005～2009年)	「犯罪被害者等基本法」施行	○熊取町人権協会発足
2006年 (平成18年)		「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007年 (平成19年)		「探偵業の業務の適正化に関する法律」施行	●「大阪府子ども条例」施行
2008年 (平成20年)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定	
2010年 (平成22年)	「人権教育のための世界計画」(第2段階2010～2014年)		

年	国連等	国	●大阪府 ○熊取町
2011年 (平成23年)		「探偵業の業務の適正化に関する法律」施行	●「大阪府子どもを虐待から守る条例」制定
2013年 (平成25年)		「いじめ防止対策推進法」施行	○熊取町第2次男女共同参画プラン策定 ○「男女共同参画推進条例」制定
2015年 (平成27年)	「人権教育のための世界計画」 (第3段階2015～2019年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定	
2016年 (平成28年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行	●「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」制定
2017年 (平成29年)			○第2次改訂版熊取町人権行政推進大綱策定 ○第2次改訂版熊取町人権行政推進プラン策定 ■「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」制定
2018年 (平成30年)			○熊取町第2次男女共同参画プラン改訂版策定
2019年 (令和元年)			●「大阪府犯罪被害者等支援条例」制定 ●「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行
2020年 (令和2年)	「人権教育のための世界計画」 (第4段階2020～2024年)		●「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始
2021年 (令和3年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」改正	
2022年 (令和4年)			○「子どもの権利に関する条例」制定 ●「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」制定
2023年 (令和5年)		「子ども基本法」施行	○熊取町第3次男女共同参画プラン策定 ○第3次改訂版熊取町人権行政推進プラン策定 ○「熊取町犯罪被害者等支援条例」施行

資料２ 用語解説

(注1) 本文の中で*を付した用語について掲載しています。

(注2) 各用語の右側の()内の数字は、本プラン本文のページを指します。

用 語	解 説
【あ 行】	
H I V (1 7 P)	H I Vというウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍などが引き起こされます。H I V感染症は、感染した人と一緒にいても、日常生活の中の接触で感染することはありません。
S N S (ソーシャル・ネットワーク・サービス) (1 9 P)	「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWeb (ウェブ) サイトのことです。
えせ同和行為 (1 3 P)	同和問題を口実として、高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど不当に利益を得る行為を指します。
【か 行】	
北朝鮮による拉致問題 (1 9 P)	1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。
【さ 行】	
人身取引 (トラフィッキング) (2 2 P)	犯罪組織や悪質なブローカーが、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって

用 語	解 説
	<p>支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働などの目的で搾取することです。「Trafficking (トラフィッキング)」ともいわれる国際的な犯罪です。</p>
<p>ストーカー行為 (3 P)</p>	<p>恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨恨の感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うことです。ストーカー事件の多発を受け、2000 (平成 12) 年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。</p>
<p>性的マイノリティ (20 P)</p>	<p>レズビアン (女性の同性愛者)、ゲイ (男性の同性愛者)、トランスジェンダー (体と心の性に違和感がある人)、バイセクシュアル (両性愛者) といった性的少数者を表した言葉です。</p>
<p>成年後見制度 (9 P)</p>	<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの、判断能力が不十分なために法律行為等における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」に分けられます。</p>
<p>世界人権宣言 (1 P)</p>	<p>人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948 (昭和 23) 年 12 月 10 日に第 3 回国連総会において採択されました。なお、1950 (昭和 25) 年の第 5 回国連総会において、毎年 12 月 10 日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。</p>

用語	解説
セクシュアルハラスメント（3P）	<p>性的嫌がらせのことを言い、「男女雇用機会均等法」では「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること」と定義されています。</p>
【た 行】	
同和対策審議会答申 （12P）	<p>1965（昭和40）年に出された国の同和対策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。この答申を受けて、特別措置法が定められました。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効した2002（平成14）年度からは、特別措置としての同和対策事業は終了し、現在では、広く行政上の課題を有する人を対象とした一般施策により、同和問題解決に向けた効果的な取り組みを推進しています。</p>
ドメスティック・バイオレンス（DV）（3P）	<p>英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。</p>
【な 行】	
日常生活自立支援事業 （8P）	<p>各種手続きや金銭管理に不安がある高齢者や障がい者に対し、自立した地域生活が送れるよう援助する制度です。社会福祉協</p>

用 語	解 説
	議会で実施されています。
認知症（８P）	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいいます。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別されます。
認知症サポーター養成講座（１０P）	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成する講座です。
認知症ケアパス（１０P）	認知症を発症したときからその進行状況や症状にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを標準的に示すものです。
ノーマライゼーション（１１P）	障がい者や高齢者など日常生活をおくる上で不利な点や弱いところを持っている人が通常の生活の中で、そのあるがままの姿で他の人と同等の生活や権利を享受できるようにするという考え方や方法のことです。
【は 行】	
徘徊高齢者等SOSネットワーク（１０P）	地域に住む認知症高齢者の方などが、外出をして家に戻れなくなった場合や行方不明になった場合に、協力者及び協力機関等に情報配信し、地域の協力により速やかに発見・保護する仕組みです。
バリアフリー（１２P）	障壁（バリア）となるものを取り除くことを言います。床の段差を解消することや、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきています。

用語	解説
<p>パワーハラスメント (3P)</p>	<p>同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為を言います。</p>
<p>ハンセン病 (17P)</p>	<p>らい菌によって引き起こされる病気です。しかし、らい菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれであり、感染しても、発病する人はさらに少なくなります。また、すぐれた治療薬が開発されていて、早期発見、早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。</p>
<p>避難行動要支援者 (9P)</p>	<p>災害時に、避難や情報入手など一連の行動をとるのに支援を要する人で、災害時に優先的に安否確認するなど援護の対象となる人です。主に障がい者や高齢者などが想定されています。</p>
<p>ファミリー・サポート・センター (7P)</p>	<p>子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と子育ての手助けができる人(協力会員)が会員となって、会員同士が子育ての援助を行うシステムです。「センター」は、地域の人と人をつなげる役割を担います。</p>
<p>ヘイトスピーチ (16P)</p>	<p>近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取り組みが続けられており、我が国としてもそれに応えていく必要があります。</p>
<p>ホームスタート (7P)</p>	<p>イギリスで発祥したボランティア(ホームビジター)による「家</p>

用 語	解 説
	<p>庭訪問型子育て支援」で、関西では本町が初めての取り組みとなります。就学前の乳幼児のいる家庭や妊産婦の方を訪問し、支援を「届ける」ことで、孤立を予防し、虐待など深刻な問題の発生を未然に防ぐとともに、地域へと一歩踏み出すきっかけづくりを行います。</p>
ホームレス（23P）	<p>特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷などで野宿生活を送っている人たちのことです。ホームレスに至る原因としては、産業構造の変化や不況などによる失業、社会生活への不適應などさまざまですが、とりわけ不況時には都市部で増加する傾向があります。</p>
【ら 行】	
リベンジポルノ（19P）	<p>元交際相手の性的な写真などを嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいいます。このような行為の多くは、「私事性的画像記録提供等による被害防止に関する法律」による規制の対象となります。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではありません。</p>

熊取町人権行政推進プラン策定経過

- 2001（平成13）年2月・・・策定
- 2003（平成15）年3月・・・改訂
- 2017（平成29）年5月・・・第2次改訂
- 2023（令和5）年3月・・・第3次改訂
- 2025（令和7）年__月・・・第4次改訂